

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における  
主な改定内容について  
(相談系サービス)

計画相談、障害児相談支援における

令和6年度報酬改定内容について

## 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

### (1)質の高い相談支援を提供するための充実・強化

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、一定の人員体制や質を確保する事業所向けの機能強化型の基本報酬及び算定要件の見直しを行う。
- 主任相談支援専門員配置加算について、地域の相談支援の中核的な役割を担っている相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業の従事者に対する助言指導等を担っている場合の評価を行う。
- 地域体制強化共同支援加算について、地域生活支援拠点等と連携し、かつ、協議会の構成員となっている相談支援事業所である場合についても対象に加える。
- 市町村毎のセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、自治体による障害福祉計画に基づく計画的な相談支援専門員の養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合を追加する。
- 対象者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する観点から、指定基準において、各サービスの個別支援計画について、相談支援事業所への情報提供を義務化する。

### (2)医療などの多様なニーズへの対応

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、多機関連携の推進や業務負担を適切に評価する観点から、加算の対象となる場面や業務、算定回数などの評価の見直しを行う。  
具体的には以下のとおり。
  - ・医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても評価する。
  - ・医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院への同行や関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とすることや、連携の対象に訪問看護の事業所を加えることや、算定回数などの評価の見直しを行う。
  - ・上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、評価の見直しを行う。
- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。
- 要医療児者支援体制加算等について、実際に医療的ケアを必要とする障害児者に対して相談支援を行っている事業所について、それ以外の事業所と差を設け、メリハリのある評価とする。

## ①基本報酬等の充実(算定要件の見直しと単位数の引き上げ)

●支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げる。

※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所を追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

## ●主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合)
	100単位 (上記以外)

●地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)算定対象事業所を追加(※2と同じ)

## ②医療などの多機関連携のための加算の拡充等

●医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議	通院同行	情報提供
医療機関、保育、教育機関等との面談・会議	利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施	関係機関に対して文書により情報提供を実施
		

加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院月3回、情報提供は病院・それ以外で月1回算定可。

### ●要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35 単位	対象者あり：60 単位
行動障害支援体制加算		対象者なし：30 単位
精神障害者支援体制加算	—	
(新) 高次機能障害者支援体制加算		

●支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

### ③相談支援人材の確保及び ICT の活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能するとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算の上乗せ等を認める。

以下、報酬改定により加算の拡充や新設がされた項目

#### 基本報酬の見直し

##### 《機能強化型サービス利用支援費等の拡充》

[現行]

イ サービス利用支援費

- (1) 機能強化型サービス利用支援費 (I) 1,864 単位
- (2) 機能強化型サービス利用支援費 (II) 1,764 単位
- (3) 機能強化型サービス利用支援費 (III) 1,672 単位
- (4) 機能強化型サービス利用支援費 (IV) 1,622 単位
- (5) サービス利用支援費 (I) 1,522 単位
- (6) サービス利用支援費 (II) 732 単位

ロ 継続サービス利用支援費

- (1) 機能強化型継続サービス利用支援費 (I) 1,613 単位
- (2) 機能強化型継続サービス利用支援費 (II) 1,513 単位
- (3) 機能強化型継続サービス利用支援費 (III) 1,410 単位
- (4) 機能強化型継続サービス利用支援費 (IV) 1,360 単位
- (5) 継続サービス利用支援費 (I) 1,260 単位
- (6) 継続サービス利用支援費 (II) 606 単位

[見直し後]

イ サービス利用支援費

- (1) 機能強化型サービス利用支援費 (I) **2,014 単位**
- (2) 機能強化型サービス利用支援費 (II) **1,914 単位**

- (3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,822 単位
- (4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 1,672 単位
- (5) サービス利用支援費（Ⅰ） 1,572 単位
- (6) サービス利用支援費（Ⅱ） 732 単位

□ 継続サービス利用支援費

- (1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1,761 単位
- (2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 1,661 単位
- (3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 1,558 単位
- (4) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 1,408 単位
- (5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1,308 単位
- (6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 606 単位

（機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加）

- ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件）

※1 特別地域加算の対象地域のうち、従業員の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。

※2 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。

※3 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う。

・ 上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。

上記③の要件について、令和9月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

## 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

### 《主任相談支援専門員配置加算の拡充》

[現行]

主任相談支援専門員配置加算 100 単位/月

※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

[見直し後]

イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300 単位/月

※ 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100 単位/月

※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

### 《地域体制強化共同支援加算の見直し》 2000 単位/月

[現行]

(算定要件)

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

[見直し後]

(算定要件)

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること 又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※ 令和9月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、



緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

## 医療等の多機関連携のための加算の見直し

### 《医療・保育・教育機関等連携加算の拡充》

[現行]

医療・保育・教育機関等連携加算 100 単位/月

※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。以下①及び③において同じ。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合に加算する。

[見直し後]

医療・保育・教育機関等連携加算	300 単位/月 (①-Ⅱ、②)
	200 単位/月 (①-I)
	150 単位/月 (③)

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合

I 指定サービス利用支援

II 指定継続サービス利用支援

② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）

③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。）

### 《集中支援加算の拡充》

[現行]

集中支援加算 300 単位/月

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合

②・③ (略)

**[見直し後]**

集中支援加算 300 単位/月 (①~④)

150 単位/月 (⑤)

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①~⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合 (テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)

②・③ (略)

④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)

⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。)

**《入院時情報連携加算の拡充》**

[現行]

イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200 単位/月

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100 単位/月

**[見直し後]**

イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) **300 単位/月**

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) **150 単位/月**

**《退院・退所加算の拡充》**

[現行]

退院・退所加算 200 単位/月

**[見直し後]**

退院・退所加算 **300 単位/月**

## 《居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充》

[現行]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300 単位/月 (①、②)  
100 単位/月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300 単位/月 (①、②)  
100 単位/月 (③)

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合
- ② (略)
- ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合

[見直し後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300 単位/月 (①、②)  
150 単位/月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300 単位/月 (①、②)  
150 単位/月 (③)

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
- ② (略)
- ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合（単位数の変更のみ）

## 高い専門性が求められる者の支援体制

### 《要医療児者支援体制加算の見直し》

[現行]

要医療児者支援体制加算 35 単位/月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60 単位/月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30 単位/月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

### 《行動障害支援体制加算の見直し》

[現行]

行動障害支援体制加算 35 単位/月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60 単位/月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30 単位/月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

## 《精神障害者支援体制加算の見直し》

[現行]

精神障害者支援体制加算 35 単位/月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60 単位/月

※ 以下のいずれも満たす場合に加算する。

- ・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
- ・ 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

ロ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30 単位/月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

## 《初回加算の見直し》 300 単位/月（計画相談）

[現行]

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

[見直し後]

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する→ 集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算についても同様。

## 離島や過疎地などにおける取扱い

### 《特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用【新設】》

指定（継続）サービス利用支援について、相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

一 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。

二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

### 《遠隔地訪問加算【新設】》 300 単位／回

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。

- ・初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）
- ・入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。）
- ・退院・退所加算
- ・居宅介護支援事業所等連携加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・保育・教育等移行支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
- ・集中支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

→機能強化型の基本報酬の算定について、①参照